

総合体育館の使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

※R元.10.1～個人使用は変更なし

（税込み金額。単位：円）

使用の区分			9時以前 1時間 あたり	9時～18時 1時間 あたり	18時～21時 1時間 あたり	9時～21時	21時以後 1時間 あたり		
専用使用	アマチュアスポーツ に使用	入場料等を徴収しない	2,310	1,540	2,310	18,710	3,080		
		入場料等を徴収する	9,240	6,160	9,240	74,840	12,320		
	その他の催物 に使用	入場料等を 徴収しない	営利を目的としない	18,480	12,320	18,480	149,680	24,640	
			営利を目的とする	46,200	30,800	46,200	374,200	61,600	
		入場料等を 徴収する	営利を目的としない	36,960	24,640	36,960	299,360	49,280	
			営利を目的とする	92,400	61,600	92,400	748,400	123,200	
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ に使用	入場料等を徴収しない	820	550	820	6,660	1,100	
			入場料等を徴収する	3,280	2,200	3,280	26,640	4,400	
		その他の催物 に使用	入場料等を 徴収しない	営利を目的としない	6,560	4,400	6,560	53,280	8,800
				営利を目的とする	16,400	11,000	16,400	133,200	22,000
		入場料等を 徴収する	営利を目的としない	13,120	8,800	13,120	106,560	17,600	
			営利を目的とする	32,800	22,000	32,800	266,400	44,000	
会議室 1 2 3 4	アマチュアスポーツ 団体が使用	入場料等を徴収しない	330	220	330	2,670	440		
		入場料等を徴収する	1,320	880	1,320	10,680	1,760		
	その他の催物 に使用	入場料等を 徴収しない	営利を目的としない	2,640	1,760	2,640	21,360	3,520	
			営利を目的とする	6,600	4,400	6,600	53,400	8,800	
	入場料等を 徴収する	営利を目的としない	5,280	3,520	5,280	42,720	7,040		
		営利を目的とする	13,200	8,800	13,200	106,800	17,600		
個人使用	小・中学生		無料				トレーニングコーナー 及びランニングコース の使用料を含む。		
	高校生	1回	70						
		回数券（12枚）	700						
	一般	1回	160						
回数券（12枚）		1,600							

備考

- 1 専用使用とは、大会、交流試合等で当該施設の全部又は一部を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 アリーナの使用面数が1/2の場合は、当該使用料の1/2の額とする。
- 4 会議室の使用料は、1室あたりとする。
- 5 使用時間が区分された時間帯に満たない場合でも、当該時間帯どおり使用したものとみなす。
- 6 使用時間は、次により計算する。
 - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
 - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 7 暖房料は、暖房を使用する場合に、使用料の30/100相当額を別に徴収する。ただし、個人使用については、この限りでない。
- 8 市外の使用者による専用使用料は、2倍。
- 9 アマチュアスポーツ以外に使用する場合の会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担。
- 10 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。
- 11 小中学生については、H24.4.1より無料

※練習のための専用使用は不可。